

令和7年4月9日

保護者の皆様

愛知県立豊橋東高等学校長 鈴木 敏夫

## 教育活動における生成AIの利用について

日頃は、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

令和6年12月26日に文部科学省から「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン (Ver. 2.0)」が公表されました。これを受けて、本校における生成AIへの対応は次のとおりとしますので、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1 学校での教育活動における生成AIの利用について

県教育委員会では、「保護者の十分な理解の下、生成AIを取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる学校においては、児童生徒に利用させることができる」との方針を示しております。現在本校では生徒が生成AIを利用する活動は行っておりませんが、教員の研修や生徒への指導などの準備を進めております。

なお、今後、生徒が生成AIを利用する活動を行う際には、事前に御案内いたします。

#### 2 学校外での生成AIの利用について

御家庭等でお子様に生成AIを利用させる場合には、以下を御確認いただき、適切に御指導ください。

##### (1) 課題等での生成AIの利用について

読書感想文やレポートなどの課題に対して、生成AIによる生成物やインターネットからダウンロードした作品を自己の成果物として提出することは、目指す学びが得られず、自分のためになりません。また、生成AIの利用を想定しないコンクール等においては、不正行為とみなされる場合があります。

##### (2) 生成AIの概要

ChatGPT等の対話型生成AIは、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい応答」を生成するものです。回答は誤りや事実と異なる内容を含む可能性がありますので、あくまでも「参考の一つに過ぎない」ことを十分に認識し、真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）を行い、最後は自分で判断することが必要です。

##### (3) 生成AIツールの利用規約

例えば、ChatGPTを利用できるのは13歳以上で、18歳未満の場合は保護者の同意が必要です。利用する際には利用規約を確認し、遵守してください。

##### (4) 情報の保護

生成AIに入力した個人情報やプライバシー情報、機密情報が、生成AIの機械学習に利用されることがあり、生成AIの回答として出力されるリスクがあります。

##### (5) 著作権

他人の著作物の複製やアップロードを行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要です。また、生成AIから生成されたものが他人の著作物と似ている創作的表現を含む場合などは、著作権の侵害となり得るので注意してください。

担当 教頭（鵜飼、松岡）

電話 0532-61-3146